
プロジェクト	ASAF 対応
項目	コモディティ・ローン及び関連する取引

I. 本資料の目的

1. 本資料は、2018 年 4 月に開催される会計基準アドバイザー・フォーラム (ASAF) 会議で議論される項目のうち、IASB スタッフによるコモディティ・ローン及び関連する取引に関する対応案をご紹介するとともに、ASAF 会議における ASBJ 事務局の発言案について、ご意見をいただくことを目的としている。

II. ASAF 会議の目的

2. 2018 年 4 月の ASAF 会議では、コモディティ・ローン及び関連する取引について、次の 3 点に関する議論を行うことが目的とされている。
 - (1) コモディティ・ローン及び関連する取引に関して現時点で識別されている取引を紹介した上で、それらがどの程度一般的によく見られるものであるかについての情報提供を求める¹。
 - (2) それらの取引に対して ASAF メンバーが行っている対応活動があるかについての情報提供を求める。
 - (3) コモディティ・ローン及び関連する取引に関して IASB として考えられる会計基準開発活動について、IASB スタッフの初期段階の見解に関するフィードバックを求める。
3. また、本件に関連して、2018 年 4 月の ASAF 会議では、ASBJ より、2018 年 3 月に公表した実務対応報告第 38 号「資金決済法における仮想通貨の会計処理等に関する当面の取扱い」の概要等を紹介するプレゼンテーションを行うことが予定されている。

III. 背景

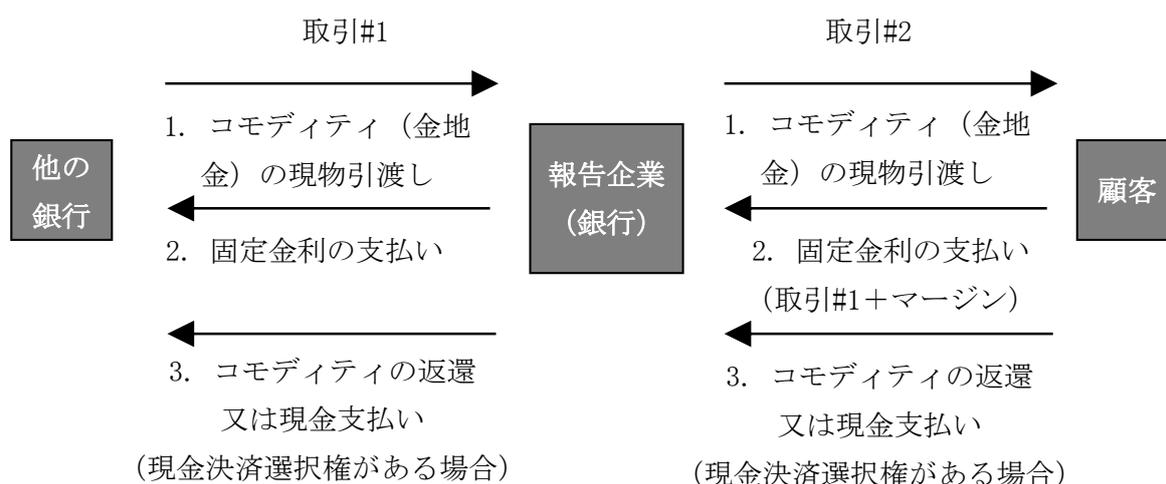
4. 2017 年 3 月、IFRS 解釈指針委員会 (IFRS-IC) は特定のコモディティ・ローン取引に関するアジェンダ決定を公表した。この中で、IFRS-IC はこの特定の取引が、既存の

¹ コモディティ・ローン及び関連する取引として現時点で識別されている多様な取引については、2018 年 1 月に開催された IASB ボード会議で紹介されており、詳細な内容については、別紙に記載している。

どの IFRS 基準の範囲にも明確に含まれない可能性があることを指摘した。

5. コモディティ・ローン取引の概要は次のとおりであり、報告企業が取引に関連する資産及び負債を認識すべきかどうか論点となっていた（図1参照）。
 - (1) 報告企業（銀行であることが多い。）が、あるコモディティ（例：金地金）を貸手から12カ月間にわたって借り受ける（図1取引#1）。当該コモディティの現物の受領時に、法的所有権も報告企業へ移転する。当該コモディティは代替可能物であり、類似のコモディティと容易に取替可能である。
 - (2) 契約当初には現金の流入又は流出はないが、報告企業は契約期間中、①契約時点の当該コモディティの価値及び②関連する金利に基づいて、四半期ごとに貸手へ固定金額の報酬を支払う。契約期間の満了時には、報告企業は同種かつ同品質のコモディティを貸手へ返還する義務を負う。報告企業は、現物の返還に代えて、当該コモディティのスポット価格に基づく現金による決済を行う選択権を有する場合がある。
 - (3) 報告企業は同時に、上記と同一の契約条件に自身の報酬分を上乗せして、顧客（報告企業から金地金等の借手）との間で類似の取引を行う（図1取引#2）。

図1 想定されている取引



6. 関係者からのフィードバックを検討する過程で、IFRS-ICは既存のどのIFRS基準の範囲にも明確に含まれない可能性がある他のコモディティ取引を識別した。他のコモディティ取引としては、例えば、コモディティ・ブローカー/トレーダー以外の企業によ

るコモディティへの投機的な投資や、レポ取引に類似した取引（あるコモディティをスポット市場で購入（売却）すると同時に、同じ取引相手と同一のコモディティを将来の時点で売却（購入）する先渡取引を行う。）をはじめとして多様な取引が挙げられた。

7. 一部の IFRS-IC メンバーは、この問題はコモディティに限られたものではなく、いわゆる仮想通貨も含まれると指摘した。
8. IASB スタッフは、検討の対象となる取引は、次のいずれかの特徴（又はその両方）を有しているとしている。

(1) 投資目的で資産を保有する取引

投資することが企業のビジネス・モデルのコア要素とならない場合であっても、企業はコモディティ、仮想通貨、排出権等に投資することがある。

(2) 流動性が高い資産を現金のように使用する取引

流動性が高い資産が、現金と同じような使われ方がされることがあり、これらの取引においては、取引の参加者は流動性が高い資産の代わりに現金を用いて取引が実行された場合と同様のリスクにさらされることとなる。しかしながら、当該資産が金融商品でない場合には、現金の場合と異なり IFRS 第 9 号の対象とはならない。

9. 2018 年 1 月の IASB ボード会議において IASB は、スタッフに対し、次の点についてリサーチを行うよう指示した。
 - (1) プロジェクトに発展する可能性のある、検討の対象としている取引が幅広く行われており、IFRS により報告を行う企業に重要な影響があるかどうか
 - (2) IASB として考えられる、範囲を限定した会計基準開発活動にはどのようなものがあるか
 - (3) 取引の特徴に基づき、特定の IFRS 基準によって扱われていない取引に適用すべき IFRS 基準を適切に識別するための、IAS 第 8 号「会計方針、会計上の見積りの変更及び誤謬」を適用した場合の情報又は要求事項を開発することができないか
10. 2018 年 4 月の ASAF 会議では、IASB の進め方について意見を求める予定である。なお、今後の検討の結果、コモディティ・ローン及び関連する取引について何らの基準開発活動も行わない可能性もある。

IV. 考えられる会計基準開発活動

11. 2018年4月のASAF会議では、考えられる会計基準開発活動として、次の3案がIASBスタッフから提案されている。

- (1) 投資に関する基準の開発
- (2) 既存の基準をベースとしたプロジェクト
- (3) IAS第8号に関するプロジェクト

投資に関する基準の開発

12. 投資目的で保有される項目への対応として、非金融資産を投資目的で保有する取引を対象とした、新たな基準を開発することが考えられる。
13. 新たに開発する可能性のある基準が対処できる取引を特定する際には、その基準の範囲を考慮することが重要である。その上で、基準開発プロジェクトに着手する場合には、測定、認識及び認識の中止、開示などの詳細についても議論を深めていく必要がある。当該プロジェクトを進める場合に検討すべき項目に関するIASBスタッフの初期的見解を、次項以降に示している。

(範囲)

14. 新たに開発する基準の範囲を定めるにあたり、IASBは「投資目的で保有する」ことを定義する必要があり、投資の定義としては2001年に廃止されたIAS第25号「投資の会計処理」を参考に、キャピタル・ゲインを目的として、又は分配（例えば、利息、ロイヤルティ、配当及び賃借料）による富の増加を目的として企業が保有する資産というような内容が考えられる。
15. さらに、例えば次のような、前項の提案範囲から除外する項目のリストも必要と考えられる。
 - (1) IFRS第9号「金融商品」が適用される金融商品
 - (2) IFRS第16号「リース」が適用されるリース債権
 - (3) IAS第2号「棚卸資産」が適用される棚卸資産
 - (4) IAS第16号「有形固定資産」が適用される有形固定資産
 - (5) IAS第40号「投資不動産」が適用される投資不動産
16. IAS第38号「無形資産」の適用範囲は、他の基準が適用されないすべての無形資産の

受け皿として機能している。そのため、IASBは投資目的で保有する無形資産にはIAS第38号が適用されないようにIAS第38号を修正することを検討する必要があると考えられる。

17. 加えて、IAS第2号第3項(b)及び第5項におけるコモディティ・ブローカー/トレーダーに対する要求事項を削除し、その代わりに、新たに開発する基準を適用するよう求めることを検討する必要があると考えられる。
18. これらによって、新たに開発する基準の範囲に、投資目的で保有されるコモディティ、デジタル通貨、一部の排出権及びその他の資産（例えば、美術品や切手コレクション等）を含めることができると考えている。

(測 定)

19. これまでに実施した非公式のアウトリーチによれば、これらの投資について、損益を通じて公正価値(FVPL)で測定することが、投資家にとって最も有用な情報を提供するとの意見が示されている。

(認識及び認識の中止)

20. 初期的な見解としては、認識及び認識の中止については、支配の概念で整理できると考えている。

(開 示)

21. 新たに開発する基準において、損益を通じて公正価値(FVPL)で測定することを求めた場合、開示項目の多くは既にIFRS第13号「公正価値測定」において定められていると考えられる。
22. 一方で、一部の取引（仮想通貨等）では、公正価値の著しい変動があることを認識しており、こうした投機的な投資のボラティリティを強調することが重要な可能性があるため、一定の追加的な開示を検討する必要があるかもしれないと考えている。

既存の基準をベースとしたプロジェクト

23. 投資に関する基準の開発以外に考えられる会計基準開発活動としては、特定のIFRS基準の「範囲」を修正することにより、議論の対象となっている取引を当該基準の範囲に含めることが考えられる。
24. 例えば、このような対応により、企業が流動性の高い資産を現金のように使用する取引に対処することが可能となると考えられる。

25. IASB スタッフは、流動性の高い資産を現金のように使用する取引について、投資家にとって最も有用な情報は、それらの取引が現金又は流動性の高い金融資産を使用して実行された場合に提供される情報に類似したものとなると考えている。したがって、ファイナンス目的で流動性の高い項目を現金のように使用して行われた取引が IFRS 第 9 号の範囲に含まれるように IFRS 第 9 号を修正することが考えられる。
26. このようなプロジェクトにおいては、基準の範囲に含まれる取引の特徴を定義することが重要となる。また、新たに基準の範囲に含められることとなる取引について、対象となる基準のすべての要求事項を当該取引に適用すべきかどうかをテストするための分析が必要となる。

IAS 第 8 号に関するプロジェクト

27. 2018 年 1 月の IASB ボード会議では、一部のボードメンバーから、適用すべき IFRS 基準が存在しない取引について、企業が会計方針を策定することを支援することに重点をおいたプロジェクトを検討すべきとのコメントがあった。
28. このプロジェクトは、企業に対して次のことを求めることとなる。
- (1) 取引の特徴を特定すること
 - (2) 当該取引が、どの IFRS 基準の範囲にも含まれないことを確かめること
 - (3) IAS 第 8 号第 10 項から第 12 項を適用して、当該取引に関する会計方針を策定する。当該プロジェクトの結果として公表される情報又は要求事項は、企業が会計方針を策定する際の支援となる。それは、対象となる取引と類似した取引又は関連した取引を扱っている IFRS 基準の特定の要求事項を、対象となる取引に適用するための「道しるべ」を示すことや、企業にそのように方向づけることにより達成される。
29. 例えば、このプロジェクトは次のような提案につながる可能性がある。
- (1) 投資目的で資産を保有する取引については、IAS 第 40 号の特定の要求事項が類似した又は関連した状況を取扱っているため、企業は IAS 第 40 号の当該要求事項を投資目的で資産を保有する取引に適用するようにする。
 - (2) 流動性の高い資産を現金のように使用する取引については、IFRS 第 9 号の特定の要求事項が類似した又は関連した状況を取扱っているため、企業は IFRS 第 9 号の当該要求事項を流動性の高い資産を現金のように使用する取引に適用するようにする。

30. このようなプロジェクトは、「既存の基準をベースとしてプロジェクト」同様、取引の特徴を定義することに重点を置くこととなる。特定の基準（IAS 第 40 号や IFRS 第 9 号）の要求事項のうち、その基準の範囲に含まれている類似した取引又は関連した取引に適用されている要求事項を、本件の取引に適用すべきかどうかをテストするための分析が必要となる。
31. もし IASB がこのプロジェクトに取り組む場合、IAS 第 38 号の適用範囲についてもあわせて検討することが必要と考えられる。前述のとおり、IAS 第 38 号は他の基準が扱わない無形資産の受け皿となっているため、IAS 第 38 号の修正を行わない場合、適用すべき IFRS 基準が存在しないすべての無形資産について IAS 第 38 号が適用されることとなる。しかしながら、投資目的で保有される無形資産について、IAS 第 38 号を適用することは、投資家に対して有用な情報を提供することにつながらないと考えられる。
32. たとえば、ASAF 会議において 2016 年 12 月に仮想通貨について議論した際、オーストラリア会計基準審議会（AASB）は、一般的に企業は損益を通じて公正価値（FVPL）でデジタル通貨を測定すべきとの見解を示したが、これは、IAS 第 38 号を適用することでは達成できないものである。ASBJ の仮想通貨の会計基準においても、活発な市場が存在するデジタル通貨については、損益を通じて公正価値（FVPL）で測定するという測定基礎が定められている。

IV. ASAF メンバーへの質問事項

コモディティ・ローン及び関連する取引に関する質問

33. 2018 年 4 月の ASAF 会議における、コモディティ・ローン及び関連する取引に関する質問は次のとおりである。
 - (1) 各メンバーの法域において、次のような企業は存在しているか。存在する場合、どの程度の広がりがあるか。
 - ・投資目的でコモディティ、仮想通貨、美術品等の資産を保有している。
 - ・それらの項目を、現金のように使用している。
 - (2) これらの取引に関する会計処理について、バラつきが生じているか。
 - (3) 各メンバーの法域において、IASB スタッフが紹介したような取引に対処するための何らかの活動を行っているか。

基準開発活動に関する質問

34. 2018年4月のASAF会議における、基準開発活動に関する質問は次のとおりである。
- (4) IASB スタッフにより示された、IASB が取り得る基準開発に関する初期的見解に対して、コメントがあるか。
 - (5) IASB スタッフにより示された可能性のある基準開発活動に関して、今後より詳細に検討すべきと思われるもの、又は検討を止めるべきと思われるものはあるか。
35. 前項の(5)の質問への回答にあたっては、次の点も考慮してほしい旨、補足されている。
- 最も適切な方針の決定のためには、各方針の背景にある、主要なドライバーを考慮することが必要である。例えば、
- ・ 比較的短期間の枠組みの中で基準開発を行う場合、結果として対処できる範囲は限定的なものとなる。
 - ・ IASB が対処すべき特定の種類の取引が、広がりのあるものかどうか。
 - ・ 狭い範囲のプロジェクトを行う場合、その範囲の決定に相当の時間と労力を要するため、より包括的に問題に対処することが出来るような適切な方法があるかどうか。

V. ASAF 会議における ASBJ 事務局の発言案

コモディティ・ローン及び関連する取引に関する発言案

36. ASAF 会議における ASBJ 事務局の発言案のうち、コモディティ・ローン及び関連する取引に関する発言案は次のとおりである。
- (1) コモディティ等の資産を投資目的で保有する取引や、現金のように使用する取引は、一部の企業においてみられるものの、一般的に広く普及している取引ではないと考えている。ただし、取引を行っている企業にとっては重要な影響が生じる可能性があると考えている。これらの取引に関する一般的な会計処理は特定できず、一定程度の実務のバラつきが生じている可能性はあると考えている。
 - (2) 本資料で議論の対象となっている取引のうち、仮想通貨に関してローカルGAAP(日本基準)の開発を行ったが、それ以外の取引に対しては関係者から基準開発に関する強いニーズは聞かれていない。

基準開発活動に関する発言案

37. ASAF 会議における ASBJ 事務局の発言案のうち、基準開発活動に関する発言案は次のとおりである。

- (1) 我々は、仮に基準開発を行う場合には、取引の特徴と、取引を行う企業の目的を踏まえて会計処理を検討する IASB スタッフの方針に賛同する。新基準を開発するのか、既存の基準を修正するのかといった方法論については、対処する取引の範囲とその会計処理の方向性が定まってから検討しても良いのではないかと考えている。
- (2) 投資目的で保有する資産について、必ずしも新基準の開発によるのではなく、「投資目的で保有すること」を定義した上で、IAS 第 2 号のコモディティ・ブローカー/トレーダーの要件に代えて投資目的で保有する棚卸資産の概念を導入することによって、投資目的で保有する取引に対処できるのではないかと考えている。
- (3) 仮に基準設定活動を行う場合、IAS 第 8 号のプロジェクトについては賛同しない。IASB スタッフの提案どおり、そのような形で対応を行う場合であっても、対処すべき取引の特定や、特定の基準を類推適用した場合の影響分析等、相応の基準設定コストが生じるものと考えているが、どのような対応を行ったとしても、最後は各企業の判断が必要となり、実務のバラつきを抑える効果がどの程度見込まれるのか不明確と考えている。対処すべき取引が特定されており、それに対して一定の基準設定コストを投入するのであれば、新基準の開発か既存の基準の修正を行う方が、明確な効果が期待できるものと考えている。

以 上

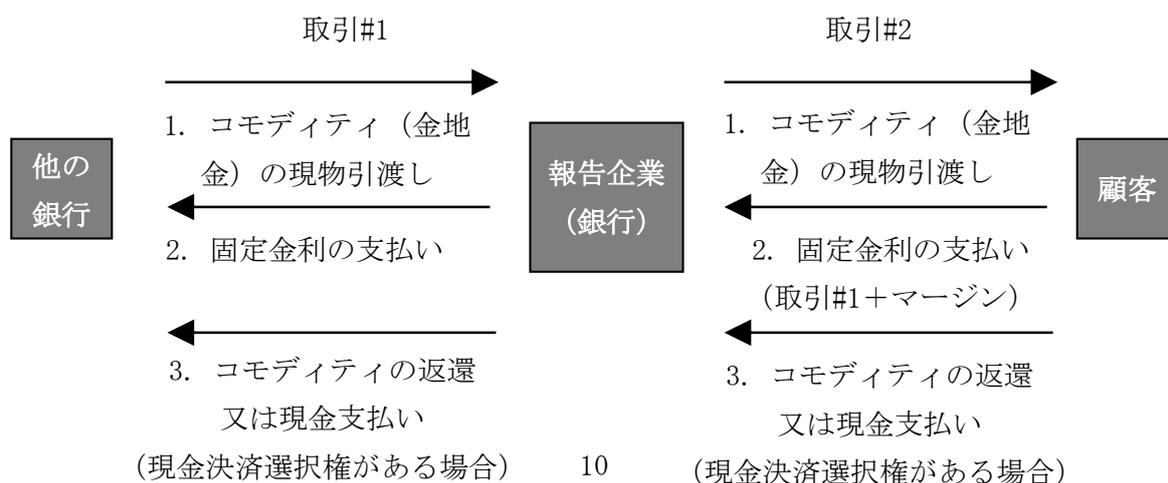
(別紙)

コモディティ・ローン及び関連する取引の概要 (2018年1月開催のIASBボード会議のアジェンダ・ペーパーの概要)

経緯

1. 2017年3月にIFRS解釈指針委員会(以下「IFRS-IC」という。)は、「コモディティ・ローン」とよばれる特定のコモディティ取引(例:貴金属取引)の会計処理に関する、アジェンダ決定を公表した。
2. コモディティ・ローン取引の概要は次のとおりである(図1参照)。
 - (1) 報告企業(銀行であることが多い。)が、あるコモディティ(例:金地金)を貸手から12カ月間にわたって借り受ける(図1取引#1)。当該コモディティの現物の受領時に、法的所有権も報告企業へ移転する。当該コモディティは代替可能物であり、類似のコモディティと容易に取替可能である。
 - (2) 契約当初には現金の流入又は流出はないが、報告企業は契約期間中、①契約時点の当該コモディティの価値及び②関連する金利に基づいて、四半期ごとに貸手へ固定金額の報酬を支払う。契約期間の満了時には、報告企業は同種かつ同品質のコモディティを貸手へ返還する義務を負う。報告企業は、現物の返還に代えて、当該コモディティのスポット価格に基づく現金による決済を行う選択権を有する場合がある。
 - (3) 報告企業は同時に、上記と同一の契約条件に自身の報酬分を上乗せして、顧客(報告企業から金地金等の借手)との間で類似の取引を行う(図1取引#2)。

図1 想定されている取引



3. 要望の提出者は、報告企業は当該取引に関して関連する資産・負債を計上すべきか否かの明確化を求めている。
4. IFRS-IC の議論の結果、主に次の内容を含むアジェンダ決定が公表された²。
 - (1) 要望書に記載されたコモディティ・ローン取引はどの IFRS 基準の範囲にも明確に含まれていない可能性がある。
 - (2) ある取引に具体的に当てはまる基準がない場合、企業は IAS 第 8 号「会計方針、会計上の見積りの変更及び誤謬」に従い、会計方針を策定して当該取引に適用する。
 - (3) IFRS-IC は、現行の IFRS 基準の範囲内で効率的に本論点を解決するのは不可能であり、狭い範囲の基準設定活動では企業にとって限定的な便益しかないのに対し意図しない重要な問題を生じさせる可能性があると結論付けた。
 - (4) したがって、IFRS-IC は、この論点をアジェンダに追加しない。
5. また、アジェンダ決定案に寄せられたコメントにおいて、本論点についてはより広い範囲のプロジェクトとしてボードで取り上げるべきといった声が寄せられたことを踏まえ、次の事項が IASB への報告事項として付記された。
 - (1) IASB は、本論点に関する事項を今後のボード会議で議論する。
 - (2) IASB は、コモディティ取引の会計処理に関するプロジェクトについて、他の審議会のプロジェクトとの相対的な優先度を評価することとなる
6. 以上の経緯を踏まえ、2018 年 1 月の IASB ボード会議では、今後の検討に向けて、コモディティ・ローン取引及び関連する取引について、主に次の 3 点についての説明が行われた。
 - (1) コモディティ取引
 - (2) 関連するその他の取引
 - (3) リサーチについて考慮すべき事項

コモディティ取引

7. IFRS 基準は、特定のコモディティに関する取引についての要求事項を定めている。

² IFRS-IC の検討過程では、コモディティ・ローン取引について IAS 第 2 号「棚卸資産」、IFRS 第 16 号「リース」、IFRS 第 9 号「金融商品」等の適用可否が検討された。詳細なスタッフ分析及び公表されたアジェンダ決定の全文は別紙に記載している。

例えば次のようなものが挙げられる。

- (1) 企業が生産工程に使用するために保有するコモディティには IAS 第 2 号が適用される。
 - (2) コモディティ・ブローカー/トレーダーは、IAS 第 2 号第 3 項(b)に従って売却コスト控除後の公正価値でコモディティを測定することができる。
 - (3) 顧客へのコモディティの販売は、IFRS 第 15 号「顧客との契約から生じる収益」が適用される。
8. 一方で、IFRS-IC の検討の過程では、IFRS-IC メンバー、アウトリーチへの回答及びアジェンダ決定案に寄せられたコメントにおいて、コモディティ・ローンに限らず、適用すべき IFRS 基準が明らかでない様々なコモディティを用いた取引が実務では行われているといった指摘があった。主だった取引として、次のようなものが挙げられた。
- (1) コモディティ・ブローカー/トレーダー以外の企業によるコモディティへの投機的な投資。
 - (2) 価値の保存手段としてのコモディティへの投資。たとえば、コモディティに関するアウトリーチにおいて、中央銀行が備蓄する金をどの様に会計処理すべきかについて議論になることがあるとの回答があった。回答者によれば、そのような金は、現金同等物として扱われるか又は IAS 第 39 号「金融商品：認識及び測定」を適用し売却可能金融資産として扱われるかのいずれかであるとのことであった。
 - (3) 流動性の高いコモディティを現金（もしくは流動性の高いその他の金融資産）のように使用する取引。当該取引の例は次のとおり。
 - ・レポ取引に類似した取引

あるコモディティをスポット市場で購入（売却）すると同時に、同じ取引相手と同一のコモディティを将来の時点で売却（購入）する先渡取引を行う。
 - ・リース取引及び先渡取引

コモディティをリースする取引の締結と同時に、借手が同一のコモディティをリース期間の終了時に購入する先渡取引を行う（先渡取引により購入したコモディティをリースの貸手へ返却する）。
 - (4) ファイナンス目的でコモディティを利用する取引。ジュエラーが初期支出を回

避するために、貴金属をリースし、当該貴金属を加工したジュエリーの売却益からリースの返済に充てるための貴金属を購入している。同様の目的で、製造業者がパラジウム等の貴金属をリースしたり、原子力発電所の運営者がウランをリースしたりしている。

その他の取引

9. IFRS-IC の議論の過程では、この問題の影響はコモディティ取引よりも広く、中央銀行が発行していないものの、あたかも現金のように使用されるものや、コモディティの様に投機目的で保有されるものにも及ぶ可能性があるとの意見があった。
10. 当該意見を踏まえ、2018年1月のIASBボード会議では、前述のコモディティ取引と一部の面で類似する特徴を持つ取引として、次の2点が挙げられた。
 - (1) デジタル通貨
 - (2) 排出枠

(仮想通貨)

11. デジタル通貨とは、交換手段の一つであって、電子上のみ存在し、現物通貨に紐づいていないものであり、代表的なものとしてビットコインが挙げられる。
12. デジタル通貨については、2015年のアジェンダ協議において、潜在的な新規プロジェクトとして識別されたが、最終的には基準開発又はリサーチ・プロジェクトのアジェンダには追加されなかった。
13. 2016年12月のASAF会議において、デジタル通貨が議題とされ、オーストラリア会計基準審議会(AASB)から報告が行われた。AASBが作成したアジェンダ・ペーパーによれば、デジタル通貨に適用すべきIFRS基準が明らかでないため、デジタル通貨を現金、その他の金融資産、棚卸資産又は無形資産のいずれかとして処理するという多用な実務が存在するとされていた。また、AASBは、デジタル通貨は損益を通じて公正価値で測定すべきと考えられるが、既存のIFRSの要求事項を適用すると、そのようなアプローチは実行可能でない可能性があるとしていた。
14. 2016年12月のASAF会議では、多くのASAFメンバーは、今後もデジタル通貨が発展し続けるであろうと考え、IASBに対して引き続きこの分野の進展をモニタリングするよう提言した。
15. 2016年12月のASAF会議以降、デジタル通貨を取り巻く環境として次のようなことが起こっている。

- (1) 企業会計基準委員会 (ASBJ) が、2017 年 12 月に日本基準の下でデジタル通貨をどの様に会計処理すべきかの概要を定めた公開草案を公表した。
- (2) 米国財務会計基準審議会 (FASB) が、2017 年 6 月にデジタル通貨を基準設定アジェンダに追加するよう求める要望を受け取った。
- (3) 近年、‘Initial Coin Offerings’ (ICO) と呼ばれる取引が活発に行われている。これは新規株式公開 (IPO) に類似した取引であるが、株式の代わりに新規に創出されたデジタル通貨又はそのトークンを発行し、その対価として法定通貨又はメジャーなデジタル通貨を得るものである。
- (4) 2017 年 12 月に、世界最大規模のデリバティブ取引所である CME グループと、Cboe Global Markets の 2 社が、ビットコイン先物の取扱いを始めた。
- (5) 韓国や中国において、政府によるデジタル通貨への規制が強化されている。

(排出枠)

16. 多くの法域では、排出権取引スキームがあり、当該スキームは企業が温室効果ガスの排出を削減するように設定されている。このようなスキームの下で、一般的に政府はスキームの参加者が排出できる排出量の上限を公表した上で、個々の参加者に対して排出枠を割り当てる。
17. 企業は、排出枠を取引することができ、排出量が排出枠を超える（排出枠に満たない）見込みである場合には、他の企業から排出枠を購入（他の企業へ排出枠を売却）することができる。
18. IASB 及び IFRS-IC は、通常の事業の過程で使用される排出枠の会計処理について検討し、IFRIC 解釈指針第 3 号「排出権」を 2004 年 12 月に公表したが、その後 2005 年 6 月に廃止している。2015 年 1 月に IASB は排出枠の会計処理をさらに検討するためのリサーチ・プロジェクトを開始しており、通常の事業の過程で使用される排出枠の会計処理はリサーチ・パイプライン（排出物価格設定メカニズム）の一部となっている。
19. 排出権取引において、企業が主に投機目的で排出枠に投資する取引が存在するが、過去の IASB における議論では、そのような取引への対処は行われなかった。

リサーチについて考慮すべき事項

20. IASB スタッフは、これまで見てきたコモディティ取引及びその他の取引を踏まえると、IASB が対処すべき領域として、下記の 2 つが考えられるとしている。

(1) 投資取引

これまで見てきた多くの取引は、投機的な取引に分類されると考えられる。企業は、企業のビジネス・モデルの中核要素を構成するものではなくとも、コモディティ、デジタル通貨又は排出枠に投資することができる。

(2) 現金類似取引

議論の発端となった要望書に記載された取引をはじめ、その他の取引は現金類似取引として分類でき、特に流動性の高いコモディティが、現金と同じような使われ方がされている。これらの取引においては、流動性の高いコモディティの代わりに現金を用いて取引が実行された場合と同様のリスクにさらされることとなる。しかしながら、当該コモディティが金融商品でない場合には、現金の場合と異なり IFRS 第 9 号の対象とはならない。

21. 仮に IASB がこれまで見てきた取引の一部又は全部をリサーチ・プロジェクトに追加する場合、プロジェクトの範囲が重要な決定事項となる。対象となり得る取引が広範に及ぶため、IASB は、特定の取引又は項目を緊急性が高い特に注意が必要なものとするか、又は、より包括的なプロジェクトとして取り組むべきと考えるかについて検討する必要がある。
22. 2015 年のアジェンダ協議の一環として、IASB は多くのアウトリーチを実施しており、その過程では、多くのステークホルダーはコモディティ取引については優先度の高いプロジェクトと認識していなかったが、一部のステークホルダーからはデジタル通貨についてはプロジェクトとして取り組むべきとする意見が聞かれていた。
23. なお、アジェンダ協議のプロセスの存在そのものは、協議期間の間に IASB がアジェンダに追加される可能性のある緊急性の高い項目を識別することを妨げるものではない。
24. IASB は今後の会議において、リサーチ・パイプラインにあるいくつかのプロジェクトについてアクティブなリサーチ・プロジェクトとするかどうかについて検討を行うことを予定しており、コモディティ取引及び関連する取引が、現在のアクティブなリサーチ・プロジェクト又はリサーチ・パイプラインにあるプロジェクトと比較して、それら以上に優先度が高い又は同等の優先度を有すると考えるかどうかについて、検討することが必要となる。
25. 参考までに、2015 年アジェンダ協議の意見募集に記載した、IASB がリサーチ・プロジェクトの優先度の決定にあたって考慮する要因を記すと次のとおりとなる。

- (1) 財務報告書の利用者にとっての当該事項の重要度
- (2) 解決すべき問題の緊急性
- (3) 他の進行中のプロジェクト又は潜在的なプロジェクトとの関係
- (4) 解決すべき問題の複雑性及び広がり、並びに解決策を開発し得る可能性
- (5) 利害関係者が提案に対応することが可能か（個々の提案への対応と作業計画全体への対応の双方）
- (6) 作業計画の全体的なバランスと、最終的に基準レベルのプログラムに進む可能性のある進行中のリサーチ・プロジェクトにおける全体的なバランス
- (7) IASB メンバーの十分な時間やスタッフのリソースが十分に確保できるか

以 上